昭和三十四年十二月十四日 港倉第百八十一号
改正 昭和五十六年三月四日 港倉第百十一号

倉庫寄託約款（乙）

目次

第一章 総則（第一条～第六条）
第二章 寄託契約の成立及び寄託物の入庫（第七条～第十二条）
第三章 証書及び預証（第十三条）
第四章 受寄物の保管（第十四条～第十六条）
第五章 受寄物の出庫（第十七条～第十九条）
第六章 引取のない受寄物の処置（第二十条～第二十四条）
第七章 受寄物の損害賠償（第二十五条～第二十八条）
第八章 受寄物の損害賠償（第二十九条～第三十三条）
第九章 受寄物の損害賠償（第三十四条～第三十六条）
第十章 医薬品、荷役料、手数料等（第三十四条～第四十七条）
特約条項（第一条～第十六条）

第一章 総則

（本約款の適用）

第一条 当会社の営業する倉庫、寄託の手数及びこれらに関連する契約については、この約款によるものとする。

2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業倉庫及び休業日）

第二条 当会社の営業倉庫は、午前八時から午後五時までとする。

2 前2項の営業倉庫及び休業日は、臨時に変更することがある。

（運搬人、運送人その他の使用人）

第三条 倉庫運搬人及び運送人その他の使用人は、すべて当会社が雇入れ、または選任した者とする。

（書面による寄託条件表示）

第四条 当会社は、寄託者が当会社に対して通知、相談その他書面表示を行なったときは、書面によりこれを表示するものとする。

（通知、届出）

第五条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

2 当会社の寄託者に対する通知又は届出は、当該寄託者を知るのに必要なときは、又はその所在を知ることができないときは、民法第九十七条の2に定める方法によりなすことができる。

（業務上手数料を徴する金額の消費）

第六条 当会社は、業務上手数料を受けた金銭に対しては、利息を付けない。

第二章 寄託の引受及び受寄物の入庫

（寄託品等の審査）

第七条 当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

(1) 当該寄託品の申込みが公序良俗に反するとき。

(2) 当該寄託物が危険物、腐敗又は損傷しやすい物、寄託の不完全な物その他保管上支障のあるものと認められるとき。

(3) 当該寄託物の保管上、消防法その他の法令に違反するおそれがあるとき。

(4) 当該寄託物の保管上、他の寄託者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該寄託物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

(6) その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

第八条 寄託者は、寄託物の寄託に際し、当該寄託物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。

(1) 寄託物の種類、品質、数量及び荷造の種類、記号、番号並びに記号

(2) 寄託者の住所及び氏名又は名称

(3) 保管場所及び住所及び保管期間を定めたときは、その旨

(4) 寄託物の寄託申込年月日

(5) 寄託物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

(6) その他必要な事項

2 当会社が寄託申込書に基づいて寄託物の引渡を受けた場合において、当該寄託物の寄託は、当会社が受諾を行った日の日付によりその寄託申込書を提出しなければならない。

3 前項の場合において、寄託者が寄託物を第三者に対して寄託の申込をしたときは、当会社は、その第三者に対しても前2項の規定と同様の手続をすることができる。

（寄託証書の交付）

第九条 当会社は、寄託者の請求があったときは、寄託物保管証書（以下「証書」という。）又は保管倉庫証券（以下「預証」という。）を交付することがある。

2 前項の証書及び預証は、譲渡したり又は担保に供することができない。

第四章 受寄物の保管

（保管方法）

第十条 当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のままで当会社が定めた方法により保管する。

2 当会社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管場所又は保管場所の変更、受寄物の積替、他の倉庫との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

（混置）

第十五条 当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の倉庫で他の倉庫業者に受寄物を混置することができる。

（混合保管）

第十六条 当会社は、同保管場所において、一つの倉庫又は同一の保管場所において保管場所における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。

2 当会社は、1人の寄託者と数人、他の寄託者の同意をとって、混合保管した受寄物の中から、その1人の寄託者に係るものと同一数量のものを返還することができる。

3 前項の場合は、寄託者の1人が自己の寄託に係る数量の受寄物を他人に転売することにより、その受寄物を混合保管に転用することができる。

（保管期間）

第十七条 受寄物の保管期間は、3カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

2 前項の保管期間は、当会社の承諾を得て更新することができる。

3 寄託者及び受寄者は、第1項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

（寄託証書の変更）

第十八条 寄託者は、寄託物の品質に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託証書の変更を申出なければならない。この場合、証書又は預証の発行された寄託物について、同時にこれを確認するものとする。

2 当会社は、受寄物の寄託証書が不相当と認められたときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる証書に変更することができる。

（保管上の変更）

第十九条 当会社は、受寄物の性質に基づいて、相当の期間を定めて、寄託者に対して、受寄物の変更をすることを通知することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく変更をしなければならない。

(1) 受寄物が保管に堪えなくなったと認められるとき。

(2) 受寄物が著しく当社の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

(3) その他やむを得ない事由によりその保管を継続することができないとき。

2 寄託者が当会社の定めた期間内に前項の通知に応じないときまたは通知をすることができないときは、当会社は、受寄物の変更または処分をすることができる。

3 前2項の規定によって生じた保管及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由によるべき場合のほか、寄託者の負担とする。

（見本の提出、寄託品の点検、医者）

第二十条 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は医者に必要な処置をしようとするときは、寄託を拒否することができる。

2 見本の提出、寄託物の点検又は医者に必要な費用とその負担者は、当会社の定めによる。

3 見本の提出、寄託物の点検又は医者に必要な処置をしようとするときは、これを拒絶することができる。

第五章 受寄物の出庫

（出庫手続）

第二十一条 証書により寄託物を出庫しようとするときは、証書に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。

2 証書の交付されていない寄託物を出庫しようとするときは、受寄者宛出庫指示書を当会社に提出しなければならない。この場合において、預証の発行されているときは、あわせて預証も提出するものとする。

3 当会社は、寄託者が寄託物を第三者に対して譲渡の担保に供したときは、出庫の請求に関してその第1項または前2項の規定と異なる特約をすることができる。

（出庫の期限）

第二十二条 当会社は、医薬品、荷役料、その他の費用、立替金及び保管料の支払を受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。

2 前項の場合において、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び保管料は、寄託者の負担とする。

（一部の出庫の限度）

第二十三条 当会社は必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

（出庫指定寄託者の取扱と出庫者の資格喪失）

第二十四条 寄託物について出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその物品を引き取らなければならない。

2 当会社の出庫指図書、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。

第六章 引取のない受寄物の処置

（引取の請求）

第二十五条 当会社は、保管期間満了の後に、寄託者に対して受寄物の引取を請求することができる。

2 前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

（供託）

第二十六条 寄託者が寄託物を受け取ることを拒んだ若しくは受け取ることができないときまたは当会社が受けとることができないときは、当会社は、その受寄物を供託することができる。

2 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、その限りでない。

（競売）

第二十七条 当会社は、寄託者に対して相当の期間を定めて受寄物の引取を請求したにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を競売することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第二十八条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第二十九条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第三十条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第三十一条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第三十二条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第三十三条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第三十四条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第三十五条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第三十六条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第三十七条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第三十八条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第三十九条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第四十条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第四十一条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第四十二条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第四十三条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第四十四条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第四十五条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第四十六条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（注意義務）

第四十七条 当会社は、第二十六条第1項の場合において、寄託者に対して、相当の期間を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民法第497条の規定に定める手続によりその保管を継続することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

第七章 受寄物の損害賠償

（火災保険の付保）

第二十九条 当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託品のために受寄物を当会社が適当とする保険者の火災保険に付けるものとする。ただし、他の倉庫業者と寄託した受寄物について、その責任を負わない。

2 寄託を受けた倉庫業者が、その責任を負わないときは、その旨を寄託者に通知しなければならない。

3 寄託を受けた倉庫業者は、当会社が前項の通知をしないときは、その責任を負わない。

（火災保険の付保の通知）

第三十条 当会社は、前項の規定により火災保険契約の保険金額を当会社が適当とする保険者の火災保険に付けるものとする。

2 寄託を受けた倉庫業者が、その責任を負わないときは、その旨を寄託者に通知しなければならない。

3 寄託を受けた倉庫業者は、当会社が前項の通知をしないときは、その責任を負わない。

（火災保険金額及び一部出庫による変更）

第三十一条 当会社は、前条第1項により受寄物について保険する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託証書記載の価格とする。

2 火災保険に付けた受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

（損害賠償の決定）

第三十二条 寄託者は、寄託物がりゅう失した場合に、その火災保険の保険金額及び損害の程度並びに損害賠償額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当会社の承認を得なければならない。

2 前項の決定をするにあたって、寄託者に義務があって保険者と協力しないときは、当会社は、保険者と協議決定するようにすることができる。

（火災保険金の支払手続）

第三十三条 寄託者は、当会社を代理して火災保険金の支払を受けなければならない。

（告知義務違反等による損害の負担）

第三十四条 寄託者が火災保険契約の外に関して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者の負担とする。

第八章 受寄物の損害賠償

（責任の期間及び範囲）

第三十五条 当会社は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、寄託者から受寄物の引渡をしたときに終る。

2 当会社は、受寄物を引き渡した後は、当該寄物が当会社構内に残存する場合であっても、その保管の責任は負わない。

（損害賠償責任及び容量責任）

第三十六条 寄託者に対して当会社が損害の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。

2 前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。

（受寄者証券の責任）

第三十七条 当会社は、第十五条によって他の倉庫業者に受寄物を寄託したときにおいて、その受寄物の紛失によって生じた損害については、その受寄者に対して責任を負う。

（受寄事項）

第三十八条 次の損害については、当会社は、その責任を負わない。

(1) 地震、地殻変動、雨雪、大水、暴風雨、災害の変異、爆発、騒乱、暴動、戦争、内乱、動員、その他の社会的事件によって火災、爆発、破壊その他の地震及び天災事変、暴動、騒乱、戦争、内乱、動員、暴発、盗難、公権力による処分、検疫、公命、税関官吏の検査、その他の行為によって生じた損害

(2) 運送中の事故によって生じた損害

(3) 第三十一条の規定によって決定された損害賠償額を超える火災による損害及び寄託者の責任に基づく引渡の請求によって生じた損害

(4) 寄託者に対して行なう引渡の請求によって生じた損害

（保険期間の満了）

第三十九条 当会社は、第三十条の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を定めて、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第四十条 当会社は、前項の保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第四十一条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第四十二条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第四十三条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第四十四条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第四十五条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第四十六条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第四十七条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第四十八条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第四十九条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第五十条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第五十一条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第五十二条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第五十三条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第五十四条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第五十五条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第五十六条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第五十七条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第五十八条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第五十九条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第六十条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第六十一条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第六十二条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第六十三条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第六十四条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第六十五条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第六十六条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第六十七条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第六十八条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第六十九条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第七十条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第七十一条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第七十二条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第七十三条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第七十四条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第七十五条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第七十六条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第七十七条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第七十八条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第七十九条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第八十条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第八十一条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第八十二条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第八十三条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第八十四条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第八十五条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第八十六条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第八十七条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第八十八条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第八十九条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第九十条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第九十一条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第九十二条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第九十三条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第九十四条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第九十五条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第九十六条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第九十七条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第九十八条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第九十九条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第百条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第百一条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第百二条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第百三条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第百四条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第百五条 当会社は、第三十条第1項の規定による保険期間が満了するときは、その保険期間を延長しようとするときは、その旨を寄託者に通知する。

2 前項の通知をしないときは、その保険期間は、当該寄託物の保管期間と同一とする。

（保険期間の延長）

第百六条 当会社は